

○西宮市収納対策本部設置要綱

(平成19年6月25日)

沿革

平成20年7月9日① 平成21年4月1日② 平成22年7月5日③
平成22年10月8日④ 平成23年4月1日⑤ 平成24年4月1日⑥
平成25年4月1日⑦ 平成26年4月1日⑧ 平成26年6月18日⑨
平成26年10月10日⑩ 平成27年4月1日⑪ 平成28年1月18日⑫
平成28年4月1日⑬ 平成29年4月1日⑭ 平成30年4月1日⑮
平成30年6月18日⑯ 平成30年10月4日⑰ 平成31年4月1日⑱
令和2年4月1日⑲ 令和3年2月1日⑳ 令和3年4月1日㉑
令和4年4月1日㉒ 令和4年12月1日㉓ 令和5年4月1日㉔

(設置)

第1条 本市公金の収納及び滞納徴収金の徴収に係る所要の対策（以下「収納対策」という。）を行うため、これらに関する基本的方針の策定及び総合的調整等を行うことにより、早期徴収及び収入率の向上を推進し、もって公金収納の安定と負担の公平の確保を図るため、西宮市収納対策本部（以下「本部」という。）を設置する。⑲⑳

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。⑦

- (1) 収納対策に関する基本的方針の策定及び実施に関すること。
- (2) 収納対策に関する総合的調整に関すること。
- (3) 収納対策における徴収方法等の研究に関すること。
- (4) 収納対策に関する情報収集及び情報交換に関すること。
- (5) 収納対策に関する研修等に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、収納対策に関すること。㉓

(組織)

第3条 本部は、別表第1に掲げる本部員をもって構成する。

- 2 本部に本部長、副本部長を置き、本部長は岩崎副市長を、副本部長は北田副市長をもって充てる。③④⑨⑪⑯⑰⑱⑳㉔
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 本部の事務局は、財務局財務総括室財政課に置く。⑲㉔

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に対し出席を求め、説明をさせ、若しくは意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第5条 本部の下に、専門部会を置く。

2 専門部会は、滞納徴収金の徴収に係る対策に関し、第1専門部会と第2専門部会を、公金の収納に係る課題に関し、公金収納専門部会を置き、それぞれ別表第2に掲げる部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。②③

3 専門部会の事務局は、第1専門部会については財務局税務部納税課に、第2専門部会については財務局財務総括室財政課に、公金収納専門部会については会計室会計課に置く。ただし、各専門部会の総括は、財務局財務総括室財政課がこれを行う。⑥⑭⑰⑲⑳㉑㉒

4 各専門部会は、次に掲げる事務を総括し、各専門部会の事務局が所掌する。

(1) 本部から付託された案件について協議・調整し、推進すること。

(2) 専門部会の開催及び運営に関すること。

イ 専門部会の資料の作成に関すること。

ロ 専門部会の庶務に関すること。㉓

(3) その他本部及び専門部会の運営に必要な事項に関すること。

5 第3条第3項及び第4条の規定は、専門部会に準用する。この場合において、「本部長」とあるのは「部会長」と、「副本部長」とあるのは「副部会長」と、「本部員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(作業部会)

第5条の2 専門部会の所掌する事務を円滑に推進するために、専門部会の下に作業部会を置くことができる。⑫

2 作業部会は、それぞれ別表第2に掲げる部会員の中から部会長が指定する者で構成する。⑫

3 組織・会議等作業部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。⑫

(指導相談員) ④

第6条 本部は、指導及び助言を通じた徴収技術の向上、並びに本市の収納対策に係る諸課題の発見、整理及び解決を図り、もって早期徴収及び収入率の向上を推進するため、指導相談員を設置する。⑦⑰⑲⑳

2 指導相談員は、市長事務部局に所属する一般職に属する職員(会計年度任用職員を含む。)若しくは嘱託職員又は本部長が適当と認める者の中から、徴収事務に関する知識、技術及び経験を有すると認める者につき、本部長が委嘱する。⑦⑭⑰

3 指導相談員の委嘱期間は、委嘱の日から同日が属する年度の末日までとする。⑦

4 前項の委嘱期間は、必要があるときは、1年を超えない期間で更新することができる。

第7条 指導相談員は、第5条に規定する部会員の所属する課の所掌事務のうち、次に掲げる滞納徴収金の収納対策に係る職務等を行うものとする。⑦

(1) 地方税法、国税徴収法、民事執行法その他これに関連する法令及び判例解釈に係る指導及び助言に関すること。

(2) 納付折衝又は財産調査の促進に係る指導及び助言に関すること。

(3) 滞納処分又は強制執行に係る指導及び助言に関すること。

- (4) 収納業務の充実及び向上に係る指導及び助言に関すること。
- (5) 本部の研修実施に関すること。
- (6) 本部の資料の作成に関すること。
- (7) その他本部が必要と認める事務に関すること。

(付議手続)

第8条 本部員は、本部に付議すべき事案があるときは、あらかじめ事務局に通知しなければならない。 ⑦

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。 ⑦

付 則

- 1 この要綱は、平成19年6月25日から実施する。
- 2 西宮市滞納整理連絡会の設置及び運営に関する要綱（昭和61年6月24日）は廃止する。

付 則（平成20年7月9日①）

この要綱は、平成20年7月17日から実施する。

付 則（平成21年4月1日②）

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則（平成22年7月5日③）

この要綱は、平成22年7月5日から実施する。

付 則（平成22年10月8日④）

この要綱は、平成22年10月8日から実施する。

付 則（平成23年4月1日⑤）

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則（平成24年4月1日⑥）

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則（平成25年4月1日⑦）

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則（平成26年4月1日⑧）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則（平成26年6月18日⑨）

この要綱は、平成26年6月18日から実施する。

付 則（平成26年10月10日⑩）

この要綱は、平成26年10月10日から実施する。

付 則（平成27年4月1日⑪）

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則（平成28年1月18日⑫）

この要綱は、平成28年1月18日から実施する。

付 則（平成28年4月1日⑬）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則（平成29年4月1日⑭）

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則（平成30年4月1日⑮）

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則（平成30年6月18日⑯）

この要綱は、平成30年6月18日から実施する。

付 則（平成30年10月4日⑰）

この要綱は、平成30年10月4日から実施する。

付 則（平成31年4月1日⑱）

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則（令和2年4月1日⑲）

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則（令和3年2月1日⑳）

この要綱は、令和3年2月1日から実施する。

付 則（令和3年4月1日㉑）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則（令和4年4月1日㉒）

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則（令和4年12月1日㉓）

この要綱は、令和4年12月1日から実施する。

付 則（令和5年4月1日㉔）

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

本部長	岩崎副市長
副本部長	北田副市長
本部員	政策局長
本部員	政策局担当理事（総合計画等）
本部員	総務局長
本部員	危機管理監
本部員	財務局長
本部員	市民局長
本部員	産業文化局長
本部員	健康福祉局長
本部員	こども支援局長
本部員	環境局長
本部員	都市局長
本部員	土木局長
本部員	消防局長
本部員	上下水道局次長
本部員	中央病院事務局長
本部員	教育委員会教育次長
本部員	教育委員会教育次長（学校教育）
本部員	議会事務局長
本部員	会計室長

その他本部長が指定する者

①②③④⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔

別表第2（第5条関係）

(1) 第1 専門部会

部会長	財務局税務部長
副部会長	市民局市民部長
副部会長	こども支援局子育て事業部長
部会員	政策局政策総括室政策総務課長
部会員	総務局総務総括室総務課長
部会員	総務局デジタル推進部デジタル推進課長
部会員	財務局税務部税務管理課長
部会員	市民局市民部国保収納課長
部会員	市民局市民部高齢者医療保険課長
部会員	産業文化局産業文化総括室産業文化総務課長
部会員	健康福祉局福祉部高齢介護課長
部会員	健康福祉局生活支援部厚生課長
部会員	こども支援局子育て事業部保育入所課長
部会員	環境局環境総括室環境企画課長
部会員	消防局総務部総務課長
部会員	教育委員会教育総括室教育総務課長
部会員	上下水道局上下水道総括室業務課長
部会員(事務局)	財務局税務部納税課長

その他部会長が指定する者

①②⑥⑦⑧⑪⑫⑬⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔

(2) 第2専門部会

部会長	財務局財務総括室長
副部会長	都市局住宅部長
副部会長	健康福祉局福祉総括室長
副部会長	教育委員会教育総括室長
部会員	政策局政策総括室政策総務課長
部会員	総務局総務総括室総務課長
部会員	総務局デジタル推進部デジタル推進課長
部会員	市民局市民部国民健康保険課長
部会員	市民局人権推進部人権平和推進課長
部会員	産業文化局産業文化総括室産業文化総務課長
部会員	健康福祉局福祉総括室福祉総務課長
部会員	健康福祉局福祉部障害福祉課長
部会員	健康福祉局生活支援部生活支援課長
部会員	健康福祉局生活支援部厚生課長
部会員	こども支援局子供支援総括室子育て手当課長
部会員	こども支援局子育て支援部育成センター課長
部会員	こども支援局子育て支援部子供家庭支援課長
部会員	環境局環境総括室環境企画課長
部会員	都市局住宅部住宅入居・家賃課長
部会員	土木局土木総括室土木管理課長
部会員	消防局総務部総務課長
部会員	上下水道局上下水道総括室業務課長
部会員	中央病院事務局管理部医事課長
部会員	教育委員会教育総括室教育総務課長
部会員	教育委員会学校支援部学事課長
部会員	教育委員会教育総括室学校給食課担当課長（収納）
部会員（事務局）	財務局財務総括室財政課担当課長（財務局総括）

その他部会長が指定する者

①②⑥⑦⑧⑪⑫⑬⑮⑱⑲⑳㉑㉒

(3) 公金収納専門部会

部会長	会計室長
副部会長	政策局参与（行政経営改革等担当）
副部会長	総務局デジタル推進部長
副部会長	財務局税務部長
部会員	政策局政策総括室政策推進課担当課長（政策経営）
部会員	総務局総務総括室総務課長
部会員	総務局デジタル推進部デジタル推進課長
部会員	総務局デジタル推進部デジタル推進課担当課長（システム標準化）
部会員	総務局デジタル推進部デジタル推進課担当課長（情報企画）
部会員	財務局財務総括室財政課担当課長（財務局総括）
部会員	財務局税務部税務管理課長
部会員	財務局税務部納税課長
部会員	市民局市民部国民健康保険課長
部会員	市民局市民部国保収納課長
部会員	市民局市民部高齢者医療保険課長
部会員	市民局人権推進部人権平和推進課長
部会員	産業文化局産業文化総括室産業文化総務課長
部会員	健康福祉局福祉総括室福祉総務課長
部会員	健康福祉局福祉部高齢介護課長
部会員	健康福祉局福祉部障害福祉課長
部会員	健康福祉局生活支援部生活支援課長
部会員	健康福祉局生活支援部厚生課長
部会員	こども支援局子供支援総括室子育て手当課長
部会員	こども支援局子育て支援部育成センター課長
部会員	こども支援局子育て支援部子供家庭支援課長
部会員	こども支援局子育て事業部保育入所課長
部会員	環境局環境総括室環境企画課長
部会員	都市局住宅部住宅入居・家賃課長
部会員	土木局土木総括室土木管理課長
部会員	消防局総務部総務課長
部会員	上下水道局上下水道総括室業務課長

部会員	中央病院事務局管理部医事課長
部会員	教育委員会教育総括室教育総務課長
部会員	教育委員会教育総括室学校給食課担当課長（収納）
部会員	教育委員会学校支援部学事課長
部会員(事務局)	会計室会計課長

その他部会長が指定する者

⑳㉑